

# 令和5年度茨城県准看護師試験の実施について

令和5年10月10日掲載

## 1 実施日時

- (1) 期日 令和6年2月4日(日)
- (2) 時間 午後1時30分から午後4時00分まで

## 2 試験場所

茨城県立医療大学 稲敷郡阿見町阿見4669番地2

## 3 試験方法

筆記試験(四肢択一)

## 4 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)第23条に掲げる次の科目とする。

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

## 5 受験資格

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条により、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(令和6年3月に修業する見込みの者を含む。)
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和6年3月に卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(令和6年3月に卒業する見込みの者を含む。)
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和6年3月に修業する見込みの者を含む。)
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(令和6年3月に卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)、(4)又は(5)に掲げる者と同等以上の知識及び

技能を有すると認めた者

- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めた者

## 6 提出書類

- (1) 受験願書(様式第1号)

- (2) 写真 1枚

出願前6か月以内に、無帽、無背景、上半身を正面から撮影した縦6cm横4cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、准看護師試験受験願書に貼付すること。

なお、写真照合にあたっては、卒業若しくは在学している学校養成所において、その写真が受験者本人と相違ないことの証明を受けること。

- (3) 受験票 (様式第2号)

- (4) 受験資格を証明する書類

- ① 5の受験資格(1)から(5)までに該当する者が提出する書類

- a 既修業者又は既卒業者

卒業等証明書

- b 修業見込者又は卒業見込者

修業見込証明書又は卒業見込証明書(以下「卒業等見込証明書」という。)

さらに、合格発表後、令和6年3月19日(火曜日)までに卒業等証明書を提出すること。指定された日までに卒業等証明書の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

- ② 5の受験資格(6)又は(7)に該当する者が提出する書類

当該事実を証明する書類の写し(原本を提示し、写しを提出すること。)

- (5) 准看護師試験受験願書データ(入力用紙又は電子データで提出すること。)

- (6) 合格証書郵送用封筒(長3サイズとし、表に送付先の郵便番号、住所、氏名を記入し434円分の切手(普通郵便料84円と簡易書留料金350円の合計)を貼付すること。)

## 7 受験手数料

以下のいずれかの方法により納付すること。

なお、納入した受験手数料は、返還しない。

- (1) 6,900円に相当する茨城県収入証紙を受験願書に貼付のこと。(消印はしないこと。)

- (2) 電子納付の場合は、「いばらき電子申請・届出サービス」でクレジットカードもしくはPay-easy(ペイジー)により6,900円を納付し、受験願書の茨城県収入証紙貼付欄に「電子納付済」と記入すること。

## 8 受験願書の配布方法

試験会場の収容人数の範囲内で配布する。配布方法は次の(1)及び(2)のとおりとし、(1)については、茨城県保健医療部医療局医療人材課に電話(029-301-3151)での申込みとする。(2)については、いばらき電子申請・届出サービス

([https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action)) から申込みし、試験会場の収容人数に達した場合はその時点で受付を終了する。事前申込を行わずに受験願書等を提出した場合、受験は認められない。

(1) 先行配布

期間：令和5年10月30日（月）から令和5年11月10日（金）の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

対象者：①茨城県内の看護師等学校養成所（准看護師学校養成所を含む。）の卒業（修業）見込み者及び卒業（修業）者

②茨城県外の看護師等学校養成所の卒業（修業）見込み者又は卒業（修業）者で、茨城県内に住所がある者

③茨城県内で准看護師として就業することが内定している者

必要書類：以下のものを郵送又は持参すること

対象者①について、学校養成所の職員以外のものが申請する場合には、卒業（修業）証明書の写し

対象者②については、住所がわかるもの

例）住民票の写し、運転免許証の写し、公共料金の領収証の写しなど。また、学校養成所が一括で申請する場合は、住所一覧表でも可とする。

対象者③については、就業する予定の医療機関等が発行した内定証明書（任意様式）

(2) 通常配布

期間：令和5年11月13日（月）から令和5年11月24日（金）の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

9 受験願書の受付

(1) 期間

令和5年12月11日（月）から令和5年12月15日（金）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（郵送の場合は、令和5年12月15日（金）の消印有効）

(2) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6（茨城県庁行政棟14階）

茨城県保健医療部医療局医療人材課人材育成グループ

※出願に関する書類を持参する場合は、本人が直接持参すること。ただし、学校養成所の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、学校養成所の職員であることが確認できるもの（職員証等）を持参すること。

10 受験票の交付

受験願書を受理後、受験資格等の内容審査のうえ、適当と認められる者については受験票を交付する。

## 11 合格発表

(1) 令和6年3月7日(木)午前10時から午後5時まで、茨城県保健医療部医療局医療人材課及び県内各保健所にて合格者の受験番号を掲示して発表する。

また、茨城県ホームページに掲載する。

合格発表の電話等による照会は一切応じない。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書を郵送する。

(3) 試験結果の通知

### ① 通知内容

総点（満点）、個人の科目別得点及び総合得点

### ② 通知方法

合否にかかわらず、受験者全員に書面で通知する。

上記(2)の合格証書及び(3)の試験結果は、受験者が卒業（修業）見込み者である場合にあつては、卒業（修業）証明書の提出後に通知する。

## 12 受験に関する問合せ先

茨城県保健医療部医療局医療人材課人材育成グループ

茨城県准看護師試験担当

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3151

FAX 029-301-3194